

平成 2 8 年 度 第 1 回

千葉市文化財保護審議会

----- 関 係 資 料 -----

- | | | |
|---|------------------------|---------|
| 1 | 「原文書」の千葉市指定文化財への指定について | 1 |
| 2 | その他 | 8 |



28千教文第1063号
平成28年12月19日

千葉市文化財保護審議会
会長 山田 俊輔 様

千葉市教育委員会
教育長 志村 修



千葉市指定文化財の指定について（諮問）

千葉市文化財保護条例（昭和33年千葉市条例第18号）第6条の規定に基づき、下記について諮問します。

記

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 千葉市指定文化財の指定 | 1件 |
| 2 諮問案件 | 原文書
(有形文化財・古文書) |

千葉市指定文化財候補

はらもんじょ

原文書



千葉邦胤朱印条書

- | | |
|--------|---|
| 1 種別 | 有形文化財（古文書） |
| 2 員数 | 47点 |
| 3 所有者 | 千葉市 |
| 4 所在地 | 千葉市中央区亥鼻1丁目6番1号（郷土博物館内） |
| 5 適用基準 | 本市の歴史上重要なもの |
| 6 時代 | 戦国時代 |
| 7 説明 | 千葉氏の一族で、同氏の家臣であった原家に伝わった文書である。47点の内44点は、昭和51年本市に寄贈されたもので、当初は卷子2巻に仕立てられていたが、現在は一点ごとにはがして裏打ちされている。残りの3点は古書店などから購入したものである。 |

内容は、戦国時代に千葉宗家を継いだ胤富・邦胤から原氏他に宛てられた文書が中心で、軍事上の指示など当時の下総の状況をうかがい知ることができる貴重な史料である。また、文書中の花押や鶴の黒印、龍の朱印は関係文書の同定にあたって基準的価値を有している。

なお、北条氏が発給した宛名を欠く18点の文書は上野国邑楽郡小泉城を本拠とした富岡氏に宛てられたものであることが明らかとなっている。この文書は江戸時代の初期までに原文書に混入し、以後原家に伝来したものと考えられている。

原文書は、戦国期の千葉氏・北条氏研究に欠かすことのできないもので、本市及び周辺地域の当時の社会情勢を知る上でたいへん重要な史料である。

参考文献：『千葉市史 史料編3』（千葉市 1980年）

『千葉縣史料 中世篇 諸家文書 補遺』（千葉県文書館 1991年）

市指定文化財候補「原文書」一覧

史料番号	文書名	年月日	西暦	差出	宛名他	備考
1	千葉胤富判物	永禄8年7月20日	1565	胤富(花押)	石毛大和入道殿、原大炊助殿	
2	千葉胤富判物	永禄13年2月6日	1570	胤富(花押)	原大炊助殿	
3	千葉邦胤判物	天正10月5月14日	1582	邦胤(花押)	原若狭守殿	
4	千葉邦胤書状	8月13日		邦胤(花押)		
5	千葉胤富書状	8月28日		胤富(花押)		
6	千葉胤富書状	正月9日		胤富(花押)	原おいの助殿	
7	千葉胤富書状	10月2日		胤富(花押)		
8	千葉邦胤朱印条書	(天正13)乙酉正月19日	1585	(邦胤朱印「龍」)	原大炊助殿、安藤備中守殿、石毛金右衛門尉殿	朱印「龍」
9	原胤栄判物	7日		胤栄(花押)		
10	千葉邦胤カ書状	2月10日		(差出無し、邦胤カ)	原大炊助殿、安藤備中守殿、石毛金右衛門尉殿	
11	千葉胤富黒印状	2月16日		(胤富黒印)	石毛大和入道殿	鶴の黒印状
12	千葉胤富判物	9月23日		胤富(花押)	海上蔵人殿、石毛大和守殿	
13	千葉胤富書状	9月6日		胤富(花押)	海上中務少輔殿、石毛大和守殿	
14	千葉胤富書状	正月7日		胤富(花押)		
15	千葉邦胤官途状断簡	元龜3年11月13日	1572	邦胤(花押)		
16	千葉胤富条書	12月23日		(胤富花押)	海上蔵人殿、石毛大和守殿	
17	千葉胤富書状	(永禄8)乙丑初夏朔日	1565	胤富(花押)	海上中務少輔殿、石毛大和守殿	
18	千葉胤富カ書状(後欠)					
19	千葉胤富書状	7月17日		(胤富花押)	海上蔵人殿、石毛大和守殿	
20	千葉胤富書状	5月17日		胤富(花押)	海上中務少輔殿、石毛大和守殿	永禄3年以前か
21	千葉胤富書状	菊月23日		胤富(花押)	海上蔵人殿、石毛大和守殿	
22	千葉胤富カ書状(後欠)					胤富書状と同筆跡
23	千葉胤富カ書状(後欠)					胤富書状と同筆跡
24	北条氏康書状	10月15日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
25	北条氏康書状	6月24日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
26	北条氏康書状	4月10日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
27	北条氏康書状	卯月22日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
28	北条氏康書状	10月4日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
29	北条氏康書状	11月20日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
30	北条氏康書状	12月24日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
31	北条氏康書状	10月3日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
32	北条氏康書状	3月26日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
33	北条氏康書状	11月25日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
34	北条氏康書状	9月11日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
35	北条氏康知行充行状	10月吉日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
36	北条氏康書状	11月7日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
37	北条氏康書状	10月4日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
38	北条氏康書状	卯月朔日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
39	北条氏康書状	卯月18日		氏康(花押)	(切断)	富岡文書
40	北条氏政朱印状	(天正17)己丑8月24日	1589	(氏政朱印)山角紀伊守	原若狭守殿、同大炊助殿	
41	北条氏政朱印状	(天正17)己丑8月24日	1589	(氏政朱印)山角紀伊守	原若狭守殿、同大炊助殿	
42	北条氏政朱印状	(天正17)己丑8月24日	1589	(氏政朱印)山角紀伊守	原若狭守殿、同大炊助殿	
43	北条氏着到定書(後欠)					富岡文書
44	富岡秀長カ条書(後欠)					富岡文書
45	北条氏政書状	12月28日		氏政(花押)	原若狭守殿	
46	北条氏政カ条書案	8月27日			原若狭守殿	
47	北条氏朱印状	天正15年丁亥8月5日	1587	(北条氏朱印)山角紀伊守	原大炊助殿	

※参考『千葉縣史料 中世篇 諸家文書 補遺』(千葉県文書館 1991年)

八 千葉邦胤朱印条書

〔墨引〕 原大炊助殿 邦胤

条々

- 一、 鎗・小旗・鉄砲・騎数以下、厳密に遂糺明、不足之所可申上事
- 一、 打立之砌、指物をさすして罷出候者、□陣屋に鎗残置者、無思慮申付、及異儀者、可逐披露事
- 付、虚病之事、
- 一、 对他所、無喧嘩様之仕置專一候、若無料簡喧嘩於出来者、国衆統一入精、無未熟様可致之、聊見除申有之者、速可逐披露事
- 付、間之喧嘩於口論者、双方御追放之事

已上

(天正十三年)

乙酉 (竜朱印)

正月十九日

原大炊助殿
安藤備中守殿
石毛金衛門尉殿

〔読み下し〕

条々

- 一、 鎗・小旗・鉄砲・騎数以下を厳密に糺明をとげ、不足の所は申し上ぐるべきこと。
- 一、 打ち立ちの砌、指物をさすして罷り出候もの、ならびに陣屋に鎗を残し置くもの、思慮なく申し付け異儀に及ぶものは、披露をとぐべきこと。付たり、虚病のこと。
- 一、 他所に対して喧嘩なきようの仕置を專一に候。もし料簡なく喧嘩が出来するにおいては、国衆統一に精を入れ、未熟なきようにこれをいたすべし。いささかも見のぞき申すものこれあらば、すみやかに披露をとぐべきこと。
- 付たり、間の喧嘩口論においては、双方を御追放のこと。

(後略)

〔説明〕

邦胤が原氏以下に出陣中の陣中で条規を示した陣中定書である。具体的にどこへ出陣した時のものであるかはわからないが、署名に用いられている竜朱印(図2)は、千葉氏の家印と思われる性質のものであり、この種の公的な領国支配文書に使用されている。

〔内容〕

第一条で武具の再確認をさせており、第二条では出立に際して指物を持たないもの、鎗を陣屋に残してきたもの、異議を唱えるもの、虚病を装うものなどを報告させ、第三条では喧嘩を厳禁しており、もし喧嘩が起こっても国衆統一で未然に防ぐよう命じ、喧嘩は双方とも陣中追放だと記されている。

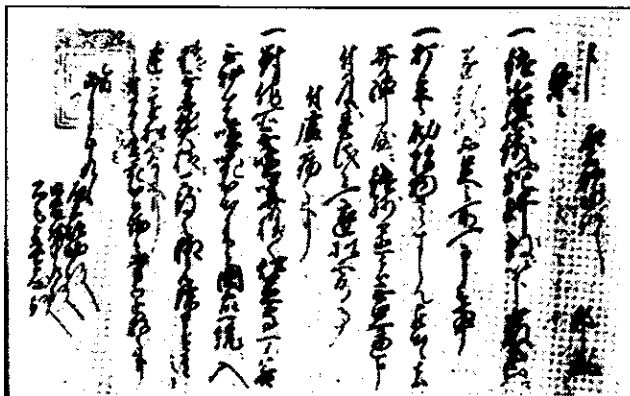


図2 竜朱印が押された千葉邦胤印判状

一一 千葉胤富黒印状

初番衆

こはた

原大炊助代

こはた

八十内藤六郎

寛政四年
三月廿六日

こはた

石毛新五郎

寛政四年
三月廿六日

こはた

野平掃部允

寛政四年
三月廿六日

こはた

上代与七郎代

寛政四年
三月廿六日

こはた

押田権四郎代

寛政四年
三月廿六日

こはた

みの房代

寛政四年
三月廿六日

右此七騎、きたる廿五日に、いつものごとく半途まで罷立、廿六日^三当地へうちつき申へく候、をの^一代くわんの事、能々申付へく候、もし見くるしき代くわん^三候者、これにて、御手もとより、仰付られへく候、さやうに候者、いよく造作いたすへく候、みの房代官にハ、ゆハせ十郎さへもんをたて申へく候、かならず^一、かのものをあひたて申へく候、^{（上世）}こん四郎代官之事ハ、もとより御存なされ候、与七郎代官之事、よく^{（上世）}しらへさせられへき分^三候間、たしかに申付へく候、仍如件、

大和守に口しそひ候て、

圓城寺又二郎しらへ申へく候、

（鶴丸黒印）

二月十六日

奉之

石毛大和入道殿

【説み下し】

（前略）

右、この七騎は、来る二十五日に、いつものごとく半途まで罷り立ち、二十六日^{（上世）}に当地へ打着き申すべく候。各々代官のこと、よくよく申し付くべく候。もし見苦しき代官に候はば、これにて御手元より仰せ付けられべく候。左様に候はば、いよいよ造作を致すべく候。みの房の代官には、ゆハせ十郎左衛門を立て申すべく候。必ずかならず彼者をあひ立て申すべく候。権四郎の代官のことは、もとより御存じなされ候。与七郎の代官のことは、よくよく調べさせられべき分に候間、確かに申し付くべく候。仍つてくだんの如し。

大和守に差し添い候て、円城寺又二郎が調べ申すべく候。

（後略）

【説明】

無年号のため具体的なことは不明であるが、捺されている黒印が円形に鶴を画した珍しいもの（図一）であり、邦胤は別に方朱印を使っていることから、胤富のものと考えられる。また、月日の下にある「奉」の字は、胤富の奉行人がこの文章を奉じたことを示しており、その点でも貴重な史料である。

【内容】

胤富の命によつて、原大炊助代、八十内藤六郎、石毛新五郎、野平掃部允、上代与七郎代、押田権四郎代、みの房代の七騎が佐倉城の「初番衆」として呼び寄せられているが、それぞれ代官でもよいとして、その場合の代わるべき人名が指定されている。

「初番」の内容は不明であるが、文中に「造作」とあることから、城普請に関係するものもしくは城番だと推測される。

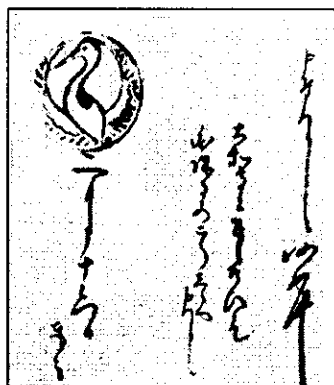


図1 千葉胤富黒印状の黒印部分

千葉市立郷土博物館所蔵「原文書」について

東京大学史料編纂所教授 本郷 恵子

千葉市立郷土博物館所蔵「原文書」は、千葉市域を本拠地とした千葉氏の一族で、15世紀に分流し、同氏における宿老の位置を確保していた原氏に関わる史料群である。原氏は16世紀には小弓・臼井両城主として千葉介を名乗る惣領家をしのぐ力を有した。このころの千葉氏には、もはや下総をまとめる力はなく、武蔵から進出してきた後北条氏の配下に入っており、原氏は後北条氏の意を受けて、下総支配に重要な役割を果たしたと考えられる。

「原文書」の中心となるのは、永禄～天正年間（1558～1592）にわたり、千葉氏惣領家・後北条氏から原大炊助・若狭守父子に宛てられた文書と、海上氏・石毛氏に宛てられた文書である。後者がなぜ原氏の文書に加わったのかは不明だが、いずれも千葉氏の庶流という点で共通しており、海上氏・石毛氏の拠った森山城に、原氏も在城経験がある等の事情が関わっていた可能性がある。いずれにしても、これらは戦国期の下総の状況を知るために非常に貴重な史料であり、また千葉氏発給文書には、鶴の図案の黒印や龍の朱印・花押等が載せられ、同氏関係文書の同定にあたって基準的価値を持つものと評価できる。

一方で、「原文書」には多くの宛所が切断された文書が含まれている。これは、当該文書の本来の所蔵者を隠すために行われる措置と思われ、その来歴に問題があることを示唆している。そこで「原文書」の全体像について一覧してみよう。最も古い状態を伝えるのは、1897年の調査によって作成された東京大学史料編纂所架蔵の影写本である。福井市の原益雄氏の所蔵で3巻から成り、それぞれ23通（『千葉市立郷土博物館収蔵品目録―中世文書編』の文書番号によれば1～23号）・21通（同24～44号）・26通の、計70通が収録されている（こちらを便宜的に「越前原文書」と呼ぶ場合もある）。影写本の中の書き込みによれば、1956年には原文雄氏が所蔵し、東京都北稲荷町の岡部敢氏が保管していたという。さらに史料編纂所では、1971年に同文書の1・2巻を撮影し、マイクロフィルムに収めている。この段階では設楽三郎氏の所蔵とされている。その後、設楽氏所蔵の2巻は齋藤市蔵氏の尽力によって千葉市立郷土博物館の所蔵となり、現在では1点ごとに台紙に貼られた状態で保管されている。

「原文書」が最初に翻刻されたのは、1966年の『千葉県史料中世編 県外文書』によってであるが、70点すべてを「原氏充のもの」と推定したために、地名の比定等に一部混乱がみられる。これを指摘したのが峰岸純夫氏の『『千葉県史料中世編県外文書』収録の原文書中の上野国関係文書について』（『群馬文化』94・95所収、1967年）である。同氏は宛所が切断されたり後欠となっている文書の内容から、35通の後北条氏関係文書が上野国の富岡氏のもとに伝来したものであることをあきらかにした。つまり「原文書」のうち半分は、「富岡文書」だったのである。

それでは、どのような経緯で富岡氏の文書が原氏の手に移ったのだろうか。原若狭守の孫の正祐は後北条氏に従った後、下総結城において結城秀康（越前松平氏初代）に召し出

された。彼は千葉氏および北条氏発給文書を所持していることによって、その家柄の正統性を誇っていたという（『続片鱗記』『諸士先祖之記』等）。また、富岡氏についても、富岡直武が北条氏の感状を所持していたために、松平家に用いられたという所伝がある（『小泉落城当時一族続柄図』）。関ヶ原の合戦後、結城秀康は越前に移封となり、原・富岡両氏は、それに従って越前福井藩に仕えることとなった。しかも両氏ともに、後北条氏の文書を所持することが、一族の由緒正しさを示すために有効だとの認識を持っていた。富岡氏は比較的大量の後北条氏文書を所蔵していたために、何らかの事情で、原氏の一部を委譲したのだろう（富岡氏の所蔵文書は、1689 年成立の『富岡家古文書』一国立公文書館所蔵一に収録され、その一部の原本が、現在群馬県立歴史博物館に所蔵されている）。原氏は新たに獲得した文書について、富岡氏宛であることを伏せるために、宛所部分を切断したうえで、自家文書と一括した。原正祐は大阪夏の陣において戦功をあげ、寛永 2 年（1625）に没したといわれる人物なので、17 世紀初めには富岡文書が原文書の一部になっていたと考えられる。

その後、富岡文書を吸収した「原文書」は、福井藩士原氏に継承された。1897 年の史料編纂所の調査の記録である『史料蒐集復命書 明治 30 年』には、「旧福井藩士には、結城の遺臣多しと聞き、侯爵松平康壮氏に依頼して搜索」したところ「旧藩の閥閥たる原益雄氏は、千葉氏の一族原氏であり、文書 3 巻 70 通を所持」していたと記されている。また 1956 年の段階で同文書を預かっていたとされる岡部敢氏は、胃腸科の開業医で、陶器を中心とするコレクターだが、「祖父は福井藩の御典医」だったという（邑木千以「愛蔵弁あり 十九 岡部敢氏」—『日本美術工芸』178 1953 年—）。つまり「原文書」は近世初頭から昭和にいたるまで、一貫して福井藩のコミュニティのなかで形成され、伝えられてきたのである。

「原文書」第 1・第 2 巻は、そのまま千葉市立郷土博物館の所蔵に帰したが、第 3 巻は設楽三郎氏の手に渡る前に、散逸したと思われる。26 通のうち本来原氏に伝わったと思われるものは 9 通で、うち 6 通の所在が判明している。6 通のうち 3 通を、古書店等を通して千葉市立郷土博物館が取得している（文書番号 45～47）。

「原文書」は、千葉氏研究にとっての価値の高さは疑いないものの、「富岡文書」の混入や一部の散逸という、構成や伝来上の問題が大きく、全体としての扱いが難しいと判断されていた。『千葉市立郷土博物館収蔵品目録— 中世文書編』（1985 年）が「いわゆる『原文書』と、いささかの留保をつけているのも、そのためである。だがこれまで述べたように「原文書」3 巻は、千葉氏末裔で福井藩士となった原氏によって近世初頭に成立し、そのまま継承されたものである。「富岡文書」の吸収も含めて、原氏のアイデンティティ確立・保持のための、300 年以上にわたる営為の成果と評価して良いであろう。これらの大部分を千葉市郷土博物館が所蔵しているのは非常に意義深いことであり、後日購入分の 3 通も加えた全 47 通を一括して「原文書」として、一層の保全を図るのが望ましいと考える次第である。

千葉市民ギャラリー・いなげ旧神谷伝兵衛稲毛別荘の耐震補強等工事について

所管：千葉市市民局生活文化スポーツ部文化振興課

1 施設概要

- (1) 対象 千葉市稲毛区稲毛1丁目8番35号
- (2) 築年 大正7年
- (3) 延床面積 245.93㎡
- (4) 構造 鉄筋コンクリート
- (5) その他 国登録有形文化財（平成9年）

2 事業内容

平成26年度に策定した「千葉市民ギャラリー・いなげ 旧神谷伝兵衛稲毛別荘保存活用計画」に基づき、耐震補強等の工事を実施する。 ※文化財建造物等活用地域活性化事業（文化庁）

3 工事の主な内容（予定）

(1) 耐震補強

ア 背面バットレス設置

- ・建物東側の壁量の少なさに起因する剛性・耐力不足の解消や、建物全体の構造的バランスを改善するため、建物背後の段丘上に基礎となる深礎杭の打設（2本）により鉄骨造フライイングバットレスを設置し、バットレスを受ける鉄骨を2階床下に挿入する。

イ 小屋裏水平鉄骨フレーム設置

- ・RC壁頂部の面外への移動の拘束や、水平構面を形成する建物全体の一体性を高めるため、2階小屋裏部分RC壁内側に水平鉄骨架構及び平フリーズを設置する。

ウ 1階控室南側RC壁打ち増し

- ・1階南面に十分な耐震性能を確保するため、1階控室南側のRC壁を打ち増しする。

(2) 屋根・野地・野垂木の解体・復旧及び野地・野垂木・小屋組等の腐朽部分修理

(3) 既存RC鉄筋露出部への防錆モルタル塗布

(4) 軒樋の解体・復旧（雨漏り防止のため軒樋整備）

(5) 雨漏りによる破損壁（階段・和室の縁）の補修

(6) 経年劣化した電気配線の更新、照明器具の整備

4 スケジュール

平成28年度 実施設計業務委託契約（業者：株式会社文化財工学研究所）

工期 平成28年8月30日～平成29年3月27日

平成29年度 耐震補強等の工事（～平成30年度）※予定

5 参考（経緯）

平成24年度 耐震診断（Y方向Is値：0.33～0.66）

平成25年度 文化庁と協議・指導

「文化財保護法に基づき、保存活用計画を策定し、耐震改修を行うこと」

平成26年度 保存活用計画策定 ※市文化財保護審議会の審議

平成27年度 耐震診断（追加）、基本設計